

名古屋市職員《医師（整形外科）》募集要項（西部地域療育センター勤務）

1. 職務内容

西部地域療育センターにおける整形外科医師業務

障害児に対する診療・機能訓練、児童及び家族に対する医学的指導等

※手術・入院治療・当直勤務はありません。

2. 勤務場所

西部地域療育センター 名古屋市中川区小本一丁目20番48号

※このほか、他の児童福祉施設等へ出張で診療をお願いすることがあります。

※人事異動により他の児童福祉施設等に勤務場所が変更になる場合があります。

3. 募集人数

1名

4. 採用予定日

応相談

5. 応募資格

65歳未満の人で医師免許を有する人。ただし、平成16年4月以降医師免許を取得した方にあつては、臨床研修を修了した人（見込みを含む。）

ただし、次のいずれかに該当する場合は応募できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ② 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
- ④ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている方（心神耗弱を原因とするものの以外）

6. 採用選考

書類審査・面接

7. 応募手続

応募される前に、下記「応募、照会先」へ電話・メールでの照会をお願いします。

8. 最終合格から採用まで

- ・受験資格がないことや申込書類に不正があることが判明した場合には、採用されないことがあります。
- ・日本国籍を有しない方で、採用日において法令により永住が認められていない方は採用されません。

9. 初任給

名古屋市職員の給与に関する条例に基づく所定の給与

(本俸、地域手当、初任給調整手当、期末・勤勉手当、扶養手当(該当の場合)、通勤手当及び住居手当等が支給されます。)

10. 勤務時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までの 1 日 7 時間 45 分(休憩 1 時間除く)

11. 休暇

週休 2 日制、年次有給休暇 20 日／年(中途採用の場合別)、夏期休暇、結婚休暇 5 日、産前産後休暇各 8 週間等

12. 応募、照会先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市子ども青少年局総務課(市役所本庁舎 2 階)

TEL: 052-972-3195 fax: 052-972-4436

メールアドレス: a3195@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp